

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例

平成二十四年十二月二十一日条例第八十四号

改正

平成二五年一二月二六日条例第六三号
平成二六年一〇月二一日条例第四五号
平成二七年 三月二〇日条例第一四号
平成二七年 五月二二日条例第三九号
平成二八年 三月二五日条例第一二号
平成二八年一〇月二五日条例第五二号
平成二九年 七月二一日条例第二七号
平成三〇年 三月二三日条例第三号
平成三〇年 七月一三日条例第三八号
令和 元年一〇月一八日条例第八号
令和 元年一〇月一八日条例第一〇号
令和 二年一〇月二〇日条例第三九号
令和 二年一〇月二〇日条例第四〇号
令和 五年 三月一七日条例第八号
令和 六年 三月二二日条例第九号
令和 七年一二月二三日条例第四一号
令和 七年一二月二三日条例第四四号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報の利用に係る事務)

第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- 一 別表第一に掲げる事務
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号）別表第一第一号及び第二号に掲げる事務のうち規則で定めるもの

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)

第三条 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）であつて条例で定めるものは、次の各号に掲げる執行機関とし、同項第二号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

- 一 別表第二の上欄に掲げる執行機関 同表の下欄に掲げる事務
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第三号の上欄に掲げる執行機関 同表の下欄に掲げる事務のうち規則で定めるもの

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第四条 知事が行う法第三十条の十五第二項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法
- 二 規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法

(本人確認情報の利用及び提供の状況の公表)

第五条 知事は、毎年度一回、都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 知事及び別表第二上欄に掲げる提供を受ける執行機関は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、この条例に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十三号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十月二十一日条例第四十五号）

この条例は、平成二十七年二月一日から施行する。ただし、別表第一第十四号の改正規定（「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加える部分を除く。）は公布の日から、同表第二十二号の改正規定は平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十日条例第十四号）

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第一条の規定（別表第一第三十一号の改正規定を除く。）は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行の日から、第二条の規定は同法附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十二日条例第三十九号）

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年十月二十五日条例第五十二号）

この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。ただし、別表第一第三十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年七月二十一日条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日条例第三号）

この条例は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び別表第二選挙管理委員会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年七月十三日条例第三十八号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年十月十八日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年十月十八日条例第十号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十月二十日条例第三十九号）

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和二年十月二十日条例第四十号）

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和五年三月十七日条例第八号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。（後略）

附 則（令和六年三月二十二日条例第九号）

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号の政令で定める日から施行する。ただし、第一条中住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第二の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和七年十二月二十三日条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年十二月二十三日条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

別表第一（第二条第一号）

一から三まで 削除

四 災害時において知事が必要と認める場合における県民の安否の確認に関する事務のうち規則で定めるもの

五 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）による同法第二十五条第四項の提出に関する事務のうち規則で定めるもの

六 千葉県恩給条例（昭和二十三年千葉県条例第七号）による年金である給付の支給に関する事務のうち規則で定めるもの

七 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による同法第三条第一項の支給に関する事務のうち規則で定めるもの

八 削除

九 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）による同法第三条の支給に関する事務のうち規則で定めるもの

十 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）による同法第三条第一項の支給に関する事務のうち規則で定めるもの

十一 千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成五年千葉県条例第二号）による修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの

十二 削除

十三 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）による同法第八条第一項の審査及び整理又は同法第十条第二項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の調査に関する事務のうち規則で定めるもの

十四 先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する事務のうち規則で定めるもの

十五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）による同法第八条第二項の措置に関する事務のうち規則で定めるもの

十六 削除

十七 千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）による修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの

十八 千葉県理学療法士等修学資金貸付条例（昭和五十八年千葉県条例第一号）による修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの

十九 削除

二十 千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号）による修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの

二十一 削除

二十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）による同法第三十三条第一項の交付に関する事務のうち規則で定めるもの

二十三 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十一年千葉県条例第十九号）による同条例第三条第一項の登録又は同条例第七条第一項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの

二十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）による同法第三十九条第一項の免許、同法第四十六条第一項の届出又は同法第六十一条第四項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの

二十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）による同令第七条第十一項若しくは第十二項の届出、同令第十一条の二第九項の届出、同令第十五条第六項の届出又は同令第四十二条第五項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの

二十六及び二十七 削除

二十八 千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）による同条例第十条の許可、同条例第十三条第八項の届出、同条例第二十一条の三第一項の許可又は同条例第二十二条第二項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの

二十九から三十三まで 削除

三十四 千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号）による同条例第十四条第一項から第三項までの届出に関する事務のうち規則で定めるもの

三十五 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）による同法第十三条第三項の取消し、同法第四十二条の命令、同法第四十三条第一項若しくは第二項の取消し又は同法第八十条の過料に関する事務のうち規則で定めるもの

三十六から三十八まで 削除

三十九 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）による同法第五条第一項の許可又は同法第十六条第一項の許可に関する事務のうち規則で定めるもの

四十 削除

四十一 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）による同法第十七条の二第一項の通知、同条第四項において読み替えて準用する同法第十条第一項の通知、同法第三十四条第四項の届出又は同条第五項の通知に関する事務のうち規則で定めるもの

四十二 千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）による同条例第二条の二の登録又は同条例第二条の七の届出に関する事務のうち規則で定めるもの

四十三 就農のための研修を受ける青年に対する資金の交付に係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの

四十四 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による同法第十八条第十八項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務のうち規則で定めるもの

四十五 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）による同法第十六条第二項の講習会の実施に関する事務のうち規則で定めるもの

四十六 千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号）による同条例第十六条第一項の認定又は同条例第十八条第一項の認定に関する事務のうち規則で定めるもの

四十七 千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号）による同条例第十七条の二第一項若しくは第三項の登録又は同条例第十七条の六第一項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの

別表第二（第三条第一号）

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	一 千葉県恩給条例による年金である給付の支給に関する事務のうち規則で定めるもの 二 千葉県奨学資金貸付条例（昭和四十年千葉県条例第四十三号）による奨学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの 三 千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例（昭和四十九年千葉県条例第七十四号）による修学奨励資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの
公安委員会	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）による同法第五十一条の四第四項の命令、同条第六項の通知、同条第十三項の督促、同条第十四項の徴収、同法第一百一条の七第二項の通知又は同法第一百二条第二項から第四項までの命令に関する事務のうち規則で定めるもの
選挙管理委員会	一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による同法第八十六条第一項から第三項までの届出又は同法第八十六条の四第一項若しくは第二項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの 二 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）による同令第八十一条の告示に関する事務のうち規則で定めるもの